

尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒が学校以外場で教育を受けることができる機会を確保することにより、継続した学習環境の提供等を行うことで、社会的自立を支援することを目的に、当該不登校児童生徒の保護者等に対し、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒のうち、尾道市が設置する小学校又は中学校に在籍し、かつ、尾道市の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (2) 保護者等 親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。
- (3) 不登校児童生徒 児童生徒であって、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定するものをいう。
- (4) フリースクール 不登校児童生徒に対し、学習活動、体験活動、教育相談等の支援を行っている尾道市内の民間施設をいう。
- (5) 給付対象施設 尾道市教育委員会及び不登校児童生徒が在籍する学校（以下「在籍学校」という。）との事前連携（別添1「不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについてのチェックリスト」）により、通所状況、活動内容、学習状況等について継続的な情報共

有が可能であり、出席扱いの判断に必要な資料を作成し、提出できる体制が確認され、在籍学校の長が指導要録上の出席扱いとなると判断したフリースクールをいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、不登校児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定による交付申請を行う日前1年の期間内におおむね30日以上、学校に登校していない不登校児童生徒の保護者等
- (2) 給付対象施設に原則として週に1回以上通所する不登校児童生徒の保護者等
- (3) 給付対象施設における不登校児童生徒の状況等に関する情報について、給付対象施設が在籍学校の長及び尾道市教育委員会に対し、情報提供することを承諾する者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でない者
- (6) 給付対象経費について、当該給付金に類する公的給付を受けていない者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、1か月につき、不登校児童生徒が学校の授業日に給付対象施設を利用する場合における保護者等が負担する施設利用料（入学金、入会金、登録料、教材費、食費、行事参加費、保険料、交通費その他の諸経費を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10,000円を限度とする。

2 前項の給付は、尾道市の予算の範囲内において行う。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)

は、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金交付申請書(別記様式第1号)を在籍学校の長を通じて市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の規定による申請の際、あらかじめ在籍学校の長に対し、利用するフリースクールの施設について報告しなければならない。

3 在籍学校の長は、前項のフリースクールについて、給付対象施設に該当するかどうかの確認を行うものとする。

4 在籍学校の長は、必要に応じて、第2項のフリースクールが給付対象施設として必要な情報共有体制を有しているかについて、尾道市教育委員会と確認を行うものとする。

(対象者の認定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、給付対象者としての認否を決定するものとする。この場合において、市長は、尾道市教育委員会及び在籍学校の長の意見を聴取することができる。

2 市長は、前項の規定により給付対象者として認定すると決定したときは、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金対象者認定決定通知書(別記様式第2号)を交付申請者に対し通知する。

3 市長は、給付対象者として認定しないことと決定したときは、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金対象者不認定決定通知書(別記様式第3号)を交付申請者に対し通知する。

(変更交付申請)

第7条 前条第2項の規定による認定決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、当該認定決定を受けた申請内容を変更しようとするときは、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金交付申請書に変更した内容を記載して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、認定の変更を決定したときは、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金対象者認定決定通知書により交付対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による審査の結果、認定の変更をしないことを決定したときは、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金対象者不認定決定通知書により交付対象者に通知するものとする。

(給付金の請求及び交付)

第8条 交付対象者は、月ごとの施設利用料に係る給付金について、別表に掲げる給付対象経費の区分ごとに同表の提出期限までに尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金実績報告書兼請求書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 該当月のフリースクール利用実績が確認できる書類（給付対象施設における利用日数が分かる書類）

(2) 該当月の給付対象経費の金額が確認できる書類（領収書の写し）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、給付金を交付すべきものと決定したときは、申請者が届け出た口座に給付金を交付するものとする。この場合において、給付金を交付したことをもって当該給付金の額の決定を通知したものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による提出があった場合において、給付金を不交付と決定したときは、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(対象者認定の取消し及び給付金の返還)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号に該当すると認めたときは、交付対象者としての認定を取り消し、既に給付金が交付されている場合は、給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 給付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に反したとき。
- (3) その他市長が給付金を交付することが適当でないと認めるとき。

(個人情報取り扱い)

第10条 市長、尾道市教育委員会、在籍学校の長及び給付対象施設は、この要綱に基づく給付金交付事務及び不登校児童生徒への支援により知り得た個人情報について、当該事務及び支援に必要な範囲を超えて利用し、又は第三者に提供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この給付金の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

給付対象経費の区分	提出期限
第1四半期分（4月分から6月分まで）	7月末日まで
第2四半期分（7月分から9月分まで）	10月末日まで
第3四半期分（10月分から12月分まで）	1月末日まで
第4四半期分（1月分から3月分まで）	3月末日まで

様式第1号（第5条・第7条関係）

年 月 日

尾道市長 様

申請者 住 所：

氏 名：

電話番号：

尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金交付申請書

給付金の交付を受けたいので、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金交付要綱第5条第1項又は第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

【 新 規 ・ 変 更 】 ←該当に○をしてください。	
(フリガナ)	
児童生徒名	
学校・学年	尾道市立 学校 第 学年 組
利用施設名	
当該施設を選んだ理由	

学校記入欄
当該児童生徒が上記フリースクールを利用することを確認しました。
年 月 日
尾道市立 学校長

承諾書

標記の給付金に係る交付対象認定の認否決定に伴い、私の市税の納付状況の確認をするために関係機関への照会を行うとともに、フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校及び尾道市に情報提供することを承諾します。

また、当該施設が、在籍学校において指導要録上の出席扱いを判断するために必要な通所状況、活動内容、学習状況等を、在籍学校及び在籍学校を通じて尾道市に情報提供することを承諾します。

年 月 日

保護者名：

第 号
年 月 日

様

尾道市長

尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金対象者
認定決定通知書

年 月 日付けの交付対象認定又は変更申請について、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金交付要綱第6条第2項又は第7条第2項の規定により、次のとおり給付対象者として認定又は認定の変更をすることに決定しましたので通知します。

(フリガナ)	
児童生徒名	
学校・学年	尾道市立 学校 第 学年 組
利用施設名	

第 号
年 月 日

様

尾道市長

尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金対象者
不認定決定通知書

年 月 日付けの交付対象者認定申請について、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり給付対象者として認定又は認定の変更をしないことに決定しましたので通知します。

(フリガナ)	
児童生徒名	
学校・学年	尾道市立 学校 第 学年 組
利用施設名	
不認定理由	

年 月 日

尾道市長 様

申請者 住 所：

氏 名：

電話番号：

尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金
実績報告書兼請求書

給付金の実績について、尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告し、給付金を請求します。

1 利用状況

児童生徒名： _____

利用施設名：

対 象 期 間： 年 月分から 年 月分まで

利用月	利用日数 ^{※1}	給付対象経費 ^{※2} (施設利用料)	給付申請額 ^{※3} (請求金額)
月	日	円	円
月	日	円	円
月	日	円	円
			合 計 円

- ※¹ 学校の授業日に該当する日数のみを記入してください。
- ※² 入学金、入会金、登録料、教材費、食費、行事参加費、保険料、交通費その他の諸経費は給付対象外です。
- ※³ 1か月当たり給付対象経費の2分の1に相当する額です。その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額としてください。1か月当たり10,000円を上限とします。

2 添付書類

- ☐ 該当月のフリースクール利用実績が確認できる書類
- ☐ 該当月の給付対象経費（施設利用料）の金額が確認できる書類（領収書の写し）※
- ☐ その他市長が必要と認める書類（追加で必要となった場合に限る。）

※ 領収書に施設利用料とその他経費が含まれている場合は、内訳が分かる書類を添付してください。

3 振込先（初回請求時又は2回目以降の請求であって振込先情報を変更する時のみ記載してください。）

金融機関名							支店・支所名	
預金種別							フリガナ	
口座番号							口座名義人	

☐ 2回目以降の請求のため省略

第 号
年 月 日

尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金
不交付決定通知書

様

尾 道 市 長

年 月 日付けで請求のあった尾道市フリースクール利用者負担軽減給付金について、交付しないことに決定しましたので通知します。

不交付の理由：

別添

【不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについてのチェックリスト】

判断の目安	チェック (確認)
1 実施主体について	
法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している。	
2 事業運営の在り方と透明性の確保について	
①不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている。	
②著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされている。	
3 相談・指導の在り方について	
①児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われている。	
②情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われている。	
③指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。また、我が国の義務教育制度を前提としたものである。	
④児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされている。	
⑤体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていない。	
4 相談・指導スタッフについて	
①相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有している。	
②専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっている。	
③宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されている。	
5 施設、設備について	
①各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有している。	
②特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舍をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有している。	
6 学校、教育委員会と施設との関係について	
児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。	
7 家庭との関係について	
①施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。	
②特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されている。	